

第4章 生涯学習の推進

重点目標1 生涯学習の推進	
施策1 人生を豊かにできる生涯学習の推進	
目 標	様々な世代の方が生涯にわたって自ら学習することでウェルビーイングを実現し、人生を豊かにできるよう、魅力のある学習プログラムづくりに努め、多様なニーズに応えます。また、障害等の有無にかかわらず、誰もが安心・安全で快適に生涯学習に取り組むことができるよう、計画的な施設の改修・修繕とバリアフリー化を進めます。 市民の自主的な学習活動をサポートできるよう、学習情報提供のネットワークの充実を図ります。
現 状 と 課 題	市民からのニーズが多様化する中、ライフステージや生活課題等に対応した各種講座を開催していますが、更に魅力のある講座等を企画し、学習機会を提供する必要があります。 施設整備では、利用者の増加に伴い、おおたかの森市民窓口センターで行っていた図書ピックアップサービスの機能を拡充し、おおたかの森ホール内に「おおたかの森図書ピックアップセンター」を開設したほか、令和4年12月には、南流山センター内の中央図書館南流山分館を「南流山地域図書館」として移設整備、令和5年4月には、南流山センター内に「南流山図書ピックアップセンター」を開設しました。また、北部公民館及び東部公民館ではエレベーターを新設するなど、施設のバリアフリー化を進めましたが、安心・安全で快適な施設環境を確保するため、引き続き、計画的な施設の改修・修繕を進める必要があります。



令和4年12月にオープンした「南流山地域図書館」

(1) 多様な生涯学習機会の充実

- ・ 小学生を対象とした「親子チャレンジ教室」や、65歳以上の市民を対象とした「流山市ゆうゆう大学」など、乳幼児期から高齢期までライフステージに対応した学習機会を提供します。
- ・ 食や防災、健康、人権、国際化、環境、デジタル活用など、日常生活における多様な課題に対応した学習機会を提供します。
- ・ 「バリアフリー演劇鑑賞会」など、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめる学習機会の提供に努めます。
- ・ 大学図書館の市民利用や、高校演劇部の生徒等を対象とした公民館「舞台ワークショップ」の開催など、高校や大学との連携を図ります。
- ・ 市内在住の外国人を対象に公民館で開催する「日本語講座」、乳幼児や小学生を対象に中央図書館等で絵本の読み聞かせや、わらべうたを楽しむ「おはなし会」を開催するなど、地域のNPO法人等との連携を図ります。
- ・ 生後2～11か月の乳児とその母親を対象とした「子育てママのセミナー」をはじめ、赤ちゃんが泣いても互いに気にせず楽しめる「子育てコンサート」、小・中学生の保護者を対象とした「家庭教育講座」など、子育てのための学習機会を提供します。
- ・ 令和4年3月に策定した「第2次流山市子どもの読書活動推進計画」により、図書館資料の学校への団体貸出や、市内の子育て関連施設に「乳幼児向けブックセット」を設置するなど、子どもの読書活動を推進します。
- ・ 市民の多様な読書要求や情報ニーズに応えるため、図書館として必要な資料を購入するとともに、視覚障害等の理由により活字を読むことが困難な方が図書館を利用しやすくなるよう、点字図書や大活字図書、デジタル録音図書、LLブック、オーディオブックなど、アクセシブルな資料の充実及び利用促進に努めます。

【ライフステージに対応した学習充実事業】

【生活課題に対応した学習充実事業】

【高校・大学等との連携による学習充実事業】

【民間企業等との連携による学習充実事業】

【家庭教育事業】

【子どもの読書活動推進事業】

【図書館資料購入事業】

(2) 生涯学習の環境整備

- ・ 誰もが安心・安全で快適に施設利用ができるよう、東部公民館、初石公民館及び南流山センターの受変電設備更新、中央図書館・博物館の内装等改修、生涯学習センター多目的ホールの特定天井改修及び舞台のバリアフリー化など、計画的な施設改修を進めます。
- ・ 広報ながれやま、市ホームページ、流山市LINE公式アカウント等を活用して、様々な生涯学習イベント情報を提供します。
- ・ 図書館司書によるレファレンスサービス（※1）の充実を図り、関心のあるテーマについて調べる時に役立つ資料や調べ方を紹介する「パスファインダー」を作成配布するなど、自発的な読書活動を支援します。
- ・ 視覚障害等により活字を読むことが困難な方や支援者に向け、アクセシブルな資料や、読書支援機器、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」等の活用方法について周知するなど、読書バリアフリーサービスの充実を図ります。
- ・ インターネットを利用して自宅等から蔵書検索や貸出予約、レファレンス申し込み等ができる「図書館電算システム」を活用して情報提供サービスの充実を図ります。

（※1）利用者が学習・研究・調査を目的とした必要な資料が見つからないときや、図書館の使い方がわからないとき等に、これを手助けする支援を行うこと。

【東部公民館施設整備改修事業】

【初石公民館施設整備改修事業】

【南流山センター施設整備改修事業】

【生涯学習センター整備充実事業】

【中央図書館改修事業】

【博物館改修事業】

【図書館情報提供サービス事業】



赤ちゃんが泣いても気兼ねなく楽しめる
公民館「子育てコンサート」



文字を拡大する等の機能がある
読書支援機器「拡大読書器」

重点目標２ 青少年の健全育成	
施策２ 青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実	
目 標	青少年が社会の一員としての自覚と、他人や社会への思いやりが持てるよう、青少年の参画・活躍する場をつくることで、青少年の健全育成活動を推進します。 青少年が非行に走らない、犯罪や事故に巻き込まれないような社会環境づくりに努めます。 青少年が一人で悩むことがないよう、相談体制の充実を図ります。
現 状 と 課 題	親子の関わり方や、地域での住民相互のコミュニケーション不足、インターネットの普及による交友関係の広域・多様化など、青少年を取り巻く社会環境は刻々と変化しており、青少年の問題行動が見え難くなっています。 このような状況の中、青少年にとって、よりよい社会環境を整備するとともに、地域の大人たちが青少年への理解と健全育成・養育の認識を深め、子どもたちに対して主体的な関わりを持つ必要があります。 子育て世代が増加する本市では、次世代を担う子どもたちが夢と希望に満ち、健やかで明るく育っていけるよう、市内で活動する青少年健全育成団体や、非行防止パトロール等の活動を行う団体を引き続きサポートし、また、青少年やその保護者が一人で悩むことがないよう、青少年専門相談員による相談等の充実を図る必要があります。



2泊3日の宿泊体験「チャレンジキャンプ」

（１）健全育成体制の充実

- ・ 青少年関係団体、行政、地域等が連携して、青少年の健全育成体制の充実を図ります。
- ・ 市内で様々な青少年健全育成事業を実施している「流山市青少年育成会議」「流山市青少年相談員連絡協議会」「流山市子ども会育成連絡協議会」「流山市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会」の活動を支援します。
- ・ 青少年の非行防止等を目的に、街頭パトロール等を実施している「流山市青少年指導センター補導員連絡協議会」や、青少年を犯罪被害から守るため、学校と警察が連携し、情報共有等を行う「流山市学校警察連絡協議会」の活動を支援します。

【青少年健全育成団体運営事業】

【青少年関連団体補助事業】

（２）健全育成事業の充実

- ・ 学校や学年が異なる小学５・６年生が遊びを通じて人との関わり方を学ぶ「めざせ！あそびの達人」、小学４年生から中学生を対象とした２泊３日の宿泊体験「チャレンジキャンプ」のほか、親子で参加できるイベントや、大人を対象とした青少年への理解を深める研修会など、様々な事業を実施している青少年健全育成団体と連携して、交流の機会を提供し、青少年の参画・活躍する場づくりを目指します。
- ・ 青少年が、日頃考えていることや抱負を自分の言葉で表現し、多くの方に訴える「青少年主張大会」を開催し、青少年への理解と関心を深めます。
- ・ 本市と姉妹都市（福島県相馬市、長野県信濃町、石川県能登町、岩手県北上市）の少年スポーツ団体が、競技を通じた交流と青少年の健全育成を目的に行うスポーツ交流事業を支援します。

【青少年健全育成団体運営事業】

【青少年主張大会運営事業】

【姉妹都市少年スポーツ交流事業】



青少年が抱負等を発表する「青少年主張大会」

（３）社会環境浄化活動の充実

- ・ 「流山市青少年社会環境浄化推進委員会」（※１）の各構成団体から推薦された地区活動実行委員が、南流山、南部、東部、八木、北部、東深井、西初石、常盤松、おおたかの森・おおぐろの森の各中学校区で集い地域の青少年の現状と養育に係る課題と方策を話し合い、青少年との関わりを推進する「地区活動」を展開し、地域・家庭の教育力の向上を目指します。
- ・ 地区活動実行委員が、青少年が立ち寄る店舗等の利用実態を調査し、青少年の現状把握及び各地区への周知を図ります。
- ・ 青少年の非行防止及び健全育成を図るため、青少年指導センター補導員による街頭等でのパトロールを実施し、気になる青少年には地域ぐるみで声を掛ける補導活動を推進します。

（※１）流山市民生委員児童委員協議会、柏地区保護司会流山支部、松戸人権擁護委員協議会流山支部、流山市小中学校長会、流山市学校警察連絡協議会、流山市青少年相談員連絡協議会、流山市PTA連絡協議会、流山市青少年指導センター補導員連絡協議会の８団体で構成。

【青少年社会環境浄化事業】

（４）相談事業の充実

- ・ 青少年やその保護者が一人で悩むことがないように、青少年専門相談員が電話や相談室で相談に応じる「青少年相談」は、より多くの方が活用できるよう、相談時間を延長する日を設けるなど、充実を図ります。
- ・ 相談内容により、教育研究企画室やいじめ防止相談対策室などの関係機関へ相談を引き継ぎ、相談者の悩みの解消に努めます。
- ・ 相談室だより「はなみずき」に青少年の悩みに関する記事等を掲載し、青少年相談室の周知を図ります。

【青少年相談事業】



青少年指導センター補導員による街頭パトロール

重点目標3 文化芸術の醸成と歴史の継承	
施策3 文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承	
目 標	多くの市民が文化・芸術に触れ、自ら創造する機会を増やせるよう、おおたかの森ホールや文化会館ホール等を拠点として文化芸術を鑑賞できる機会及び活動団体が成果を発表できる場を提供します。 歴史的文化的遺産を次世代に伝えるため、市内の有形・無形文化財の指定を進めるとともに、文化財の保存・活用を図ります。
現 状 と 課 題	文化芸術に関する施策についての基本理念を定めた「流山市文化芸術基本条例」に基づき、音楽等の鑑賞会や芸術作品の展示を開催するとともに、文化芸術活動団体を支援しています。 市民の文化芸術活動の促進を図るため、引き続き、質の高い文化芸術を鑑賞できる機会と、市民が活動成果を発表できる場の充実が必要です。 「文化財保護法」の改正に伴い、文化財は保存とともに積極的な活用が求められています。また、令和5年に「博物館法」が改正され、資料のデジタルアーカイブ化の促進が努力義務として位置付けられました。これらの法改正に合わせて、文化財の保護と活用を図るため策定した「流山市文化財保存活用地域計画」が令和6年7月、文化庁の認定を受けました。今後は同計画に基づき、文化財の保存・活用の取り組みを進め、歴史的文化的遺産を次世代に伝えていく必要があります。



文化芸術の祭典「流山市文化祭」

(1) 市民主体の文化芸術活動の促進

- ・ 市民の自主的な文化芸術活動を促進するため、市ホームページの掲載等により、市内で活動する文化芸術団体の情報を提供します。
- ・ 市内で音楽活動を行う団体を公募し、参加団体が自ら企画・運営を行う市民の手作りによる「流山市民音楽祭」を開催します。
- ・ 市内在住の美術家など、多くの会員を有する「流山市美術家協会」が企画・運営を行い、毎年、会員及び公募市民から、絵画・彫刻・陶芸等の多数の作品が出展される「流山市展」の開催を支援します。
- ・ 文化芸術活動団体（21部門）が加盟する「流山市文化協会」及び「流山市美術家協会」で構成する実行委員会が企画・運営を行い、毎年、多数の市民が参加・来場する「流山市文化祭」の開催を支援します。

【市民音楽祭開催事業】

【美術活動支援事業】

【文化祭開催事業】

(2) 優れた文化芸術に親しめる機会の充実

- ・ 平成31年4月の開館以来、クラシック音楽のコンサート等が多数開催されているおおたかの森ホール等を拠点として、指定管理者や市民団体等による質の高い舞台芸術を鑑賞できる機会を提供します。
- ・ 文化会館ホール等を会場に、バイオリンやピアノ、フルート等の生演奏を気軽に楽しむ「サロンコンサート」を毎月開催します。
- ・ 市役所1階「市民ギャラリー」では、絵画や書道、俳句、写真、手工芸等の作品を毎月展示し、来庁者が身近に文化芸術を感じられる機会を提供します。

【おおたかの森ホール指定管理者事業】

【サロンコンサート開催事業】

【市民ギャラリー展示事業】

（３）歴史的文化的遺産の保存・活用

- ・ 郷土の歴史や文化財への関心を高めるため、企画展の開催、文化財・遺跡見学会、小・中学校への出前講座を実施します。また、インターネットを利用して自宅等から博物館所蔵の資料が見られるよう、資料のデジタル化と公開を進めます。
- ・ 令和６年７月に、文化庁の認定を受けた「流山市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財の指定を進めるとともに保存・活用を図ります。国登録有形文化財「秋元家住宅土蔵」は、令和７年度中の公開に向けて整備します。
- ・ 未指定の文化財については、文化財認定制度（※１）を整備・導入してその保存・活用を図ります。
- ・ 市内の文化財に設置している説明板の修復・整備を進めます。
- ・ 埋蔵文化財の発掘調査で出土した資料の整理・公開を進めます。
- ・ 市内に残る歴史資料や古文書の調査・研究及び市史の刊行を進めます。

（※１）指定を受けていない文化財を、本市の大切な歴史遺産として、広く周知するための認定制度です。

【博物館活動事業】

【文化財保護推進事業】

【指定等文化財保存活用整備事業】

【埋蔵文化財調査事業】

【市史編さん活動事業】



国登録有形文化財「秋元家住宅土蔵」

重点目標４ スポーツの振興	
施策４ スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進	
目 標	市民総合体育館を拠点として、子どもから高齢者、障害者など、市民の誰もがスポーツに親しめるよう、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ（スポーツボランティアの育成等）」など、スポーツの基盤を整備します。 生涯スポーツ団体や指導者の育成を図るとともに、年齢や性別、障害の有無、スポーツの得意・不得意等にかかわらず楽しめるユニバーサルスポーツの普及に努め、生涯スポーツ・体力増進に取り組む市民を増やします。 老朽化した施設の改修整備や備品の更新、学校施設の有効利用等により、スポーツ活動の拠点を提供します。
現 状 と 課 題	「東京２０２０オリンピック・パラリンピック」では、オランダ代表チーム（女子卓球、女子ハンドボール、パラ卓球）の事前キャンプ地を誘致し、市民との交流を図りました。より身近に、スポーツの素晴らしさを感じられるよう、トップアスリートとの交流やスポーツボランティアの養成を推進する必要があります。 市主催のスポーツフェスティバルでは、ラダーゲッターやボッチャ等の体験会を実施し、ユニバーサルスポーツの普及に努める必要があります。 施設整備では、北部柔道場の建て替え、市総合運動公園野球場観覧席の改修、庭球場の拡張整備等を行いましたが、安心・安全で快適な施設環境を確保するため、引き続き、計画的な施設の改修・修繕を進める必要があります。



ユニバーサルスポーツ「ラダーゲッターの体験会」

(1) スポーツ活動の促進

- ・ 「ながれやまスポーツフェスタ」をはじめ、各種スポーツイベントを開催し、気軽にスポーツに親しめるきっかけが欲しい方、スポーツを生活の一部に取り入れたい方に機会を提供します。
- ・ 「ジョギング講習会」や「ウォータービクス講習会」等を開催し、市民の体力向上促進を図ります。
- ・ 市主催のイベント等において、ラダーゲッターやボッチャ等が体験できる機会を提供し、ユニバーサルスポーツの普及を図ります。
- ・ 各種スポーツ団体と生涯スポーツ指導者を対象とした研修会を開催し、育成を図ります。
- ・ 本市と縁のあるプロスポーツ団体と連携し、市民との交流を図ります。
- ・ スポーツボランティアの育成、指定管理者によるトップアスリートとの交流を図ります。

【みんなのスポーツ活動推進事業】

【健康・体力づくり活動事業】

【スポーツ講習会・大会開催事業】

【生涯スポーツ指導者の育成と活用事業】

【流山市民総合体育館ほか7体育施設指定管理者事業】

(2) スポーツ環境の整備

- ・ 安心・安全で快適に施設利用ができるよう、老朽化したスポーツ備品の更新及び計画的な施設改修を進めます。
- ・ 流山スポーツフィールドA面は、サッカーが快適に利用できるように人工芝化を進めます。
- ・ 学校体育施設の利用を促進します。

【体育施設備品等整備事業】

【体育施設改修・整備事業】

【学校体育施設利用促進事業】